様式第１号（第１項関係）

請書

工事を施工しない日又は時間帯を定めない場合は削除し、以下を繰り上げる。

事前に特記仕様書や協議等で定めている場合は、以下を参照。

　土曜日、日曜日、

年末年始（１２月２９日から１月３日まで）

国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に定める休日（国民の祝日が日曜日にあたるときは、その翌日）

（緊急の場合を除く）

１　工事名

２　工事場所

３　工期　　令和　　年　　月　　日から

令和　　年　　月　　日まで

４　工事を施工しない日

　　　工事を施工しない時間帯

　５　請負代金額　　　　　　　　　　　　　　　　　　円

　　　　　　　（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　　　　　　　　　円）

　６　契約保証金

上記の工事について次の条項によりお請けします。

令和　　年　　月　　日

　　　　　　白石市長　　山　田　裕　一 殿

　　　　　　　　　　　　受注者　　住所

氏名

１　この契約において白石市を発注者とし、　　　　　　　　　　を受注者とする。

２　受注者は別紙図面及び仕様書に基づき、頭書の請負代金額をもって、頭書の期限までに工事を完成するものとする。

３　受注者は、修繕、改造等にあたり、発注者から引き渡しを受けた物件は、善良なる管理者の注意義務をもって保管し、故意又は重大な過失により物件を滅失若しくは毀損したときは、これを賠償するものとする。

４　発注者は、受注者から工事完成の通知を受けた後１４日以内に完成検査を行うものとする。

５　受注者は、検査合格の通知を受けた時は、遅滞なく契約の目的物を発注者に引き渡すものとする。

６　受注者の責に帰する事由により期限までに工事完成の見込みがないときは、受注者は、その事由を付した書面をもって発注者に期限の延長を求めることができる。この場合において、発注者は遅延の日数に応じ、請負代金額に契約締結日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和２４年法律第２５６号）第８条第１項の規定に基づき財務大臣が決定する率（以下「支払遅延防止法の率」という。）を乗じて計算した違約金を徴収することができる。

７　請負代金額は、検査合格後受注者から所定の支払請求書を受理した日から、４０日以内に支払うものとする。発注者がその責に帰する事由により、請負代金の支払いが遅れた場合においては未受領金額につき遅延日数に応じ、支払遅延防止法の率を乗じて計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。

８　受注者は、目的物の引き渡しの日から２年間（設備機器等の場合は、１年間とする。）、種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものによって生じた故障若しくは毀損に対しては、補償又は取替若しくは補充による履行の追完をするものとする。この場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、契約の内容に適合しない程度に応じて請負代金の減額を請求することができる。

９　発注者は、受注者の債務不履行、不正な行為又は解除の申出があったとき、並びに白石市入札契約暴力団等排除措置要綱（平成２０年白石市告示第８３号）別表１各号に該当するときは、契約を解除することができる。この場合において、受注者は、違約金として請負代金額の１０分の１を納付しなければならない。ただし、出来高部分については、発注者の所有とすることができるものとし、当該部分に対する請負代金相当額を支払うものとする。

10　発注者は、この契約に基づき、受注者から徴収する金額があるときは、発注者はこれを請負代金額と相殺し、なお不足を生じるときは、更に追徴するものとする。

11　発注者は、前項の規定により金額を追徴する場合において、受注者が発注者の指定する期日までに納付しないときは、遅延日数に応じ支払遅延防止法の率を乗じて計算した延滞金を徴収する。

12　遅延利息及び違約金が１,０００円未満であるときは、延滞金を付さないものとし、延滞金が１００円未満又は１００円未満の端数があるときは、その端数を徴収しないものとする。

13　発注者は、自己の都合により契約を解除することができる。この場合において受注者は、損害賠償を請求することができる。

14　発注者は、工事目的物を火災保険に付することを求めることができる。火災保険に付すべき時期、期間、金額、保険会社等については、発注者と受注者とが協議して定めるものとし、受注者は、保険契約を締結したときは、直ちに、その証券を発注者に提示するものとする。

15　この契約につき、発注者と受注者との間に紛争の生じた場合は、発注者及び受注者は、宮城県建設工事紛争審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服するか又はあっせん若しくは調停によりその解決を図るものとする。

16　この契約に定めるもののほか、必要な事項は、その都度発注者と受注者とが協議して定めるものとする。